

令和3年12月吉日

令和4年度 県政に対する要望書

公益社団法人
神奈川県宅地建物取引業協会
県央支部
政策推進委員会

神奈川県宅建政治連盟
県央地区連盟

記

1. 文化財保護法の改善について要望いたします。(継続要望事項)
2. 不動産業者が中古住宅等の流通を目的とした場合の不動産取得税軽減処置の適用を昨年度要望いたしました。国と総合的に協議するとのことご回答を頂きましたので今年度も引き続き同内容の要望いたします。
(継続要望事項)
3. 水道加入金の撤廃、撤廃に至るまでの更なる減額の要望いたします。
(継続要望事項)
4. 神奈川県開発審査会提案基準23番、27番、28番についての基準内容の緩和並びに撤廃を要望いたします。(新規要望事項)

以上

1. 文化財保護法の改善について要望いたします。(継続要望事項)

開発事業等の事業者に対し、その経費負担による記録保存のための調査の実施を求める「埋蔵文化財の保護と円滑化等について(平成10年9月29日付文化庁次長通知)」によりその費用負担を開発事業等の事業者に負担するとなっておりますが、その負担の撤廃を要望いたします。

2. 不動産業者が中古住宅等の流通を目的とした場合の不動産取得税軽減処置の適用を昨年度要望いたしました。国と総合的に協議するとのことご回答を頂きましたので今年度も引き続き同内容の要望いたします。 (継続要望事項)

昨年度、同様の要望をいたしましたところ、国と総合的に協議するとのことご回答を拝受しました。

今年度も引き続き、総合的に行った協議の内容についてお聞かせ頂きたく、また昨年と同じ内容の不動産取得税軽減処置の適用に対しての要望をいたします。

3. 水道加入金の撤廃、撤廃に至るまでの更なる減額の要望いたします。 (継続要望事項)

水道加入金制度について継続して撤廃、減額等の要望を出させて頂いております。昨年も加入金制度を含めた料金体系のあり方をご検討くださるとの回答を頂戴しておりますが、本年度も重ねて継続要望させて頂くと共に、昨年度の検討内容等のご公表をお願いいたします。

4. 神奈川県開発審査会提案基準 23 番、27 番、28 番についての基準内容の緩和並びに撤廃を要望いたします。(新規要望事項)

① 提案基準 23 番においては、東名高速道路厚木インターチェンジ、新東名高速道路厚木南インターチェンジ、伊勢原大山インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道（相模縦貫道路）の各インターチェンジ（神奈川県内、スマートインターチェンジを含む）の出入口を中心とした「半径 3 k m の範囲で囲まれる区域」とある「半径 3 k m」を撤廃。

② 提案基準 27 番における 5 項 (2) の「幅員 6 m 以上の道路に敷地外周の 7 分の 1 以上が接していること」とあるのを、「幅員 6 m 以上の道路に敷地 6 m 以上接していること」に緩和。

③ 提案基準 28 番における 3 項 (1) の「半径 1 k m」とあるを「半径 5 k m」に緩和。

以上の緩和撤廃を要望いたします。